

令和2年第1回定例会

総務民生常任委員会
会議録

期日：令和2年3月10日（火）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 令和2年3月10日（火曜日） 午前10時00～午後1時11分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	後 藤 健	副委員長	挽 野 利 恵
委員	古 谷 武 美	委員	佐 藤 文 子
委員	小 松 栄 治	委員	渡 邊 秀 俊
委員	金 谷 道 男		

欠席委員（0人）

遅刻委員（1人） 委員 小 松 栄 治

説明のため出席した者

市民部長：加藤博勝	市民課長：三浦幸子
保険年金課長：佐々木博喜	生活環境課長：伊藤敬
総務部長：舩谷祐幸	議会事務局長：齋藤博美
秘書課長：山田由紀子	財政課長：伊藤公晃
契約検査課長：佐々木英樹	総務部次長兼税務課長：今野清一
債権管理課長：竹村由喜美	総合防災課長：佐藤大
会計管理者兼会計課長：中村強	選挙管理委員会事務局長：小松大
監査委員事務局長：伊藤直樹	
神岡支所長：小田原一春	西仙北支所長：佐々木孝雄
中仙支所長：今和則	協和支所長：和田義基
南外支所長：渡部幸誠	仙北支所長：藤嶋勝広
太田支所長：谷口藤美	

議会事務局職員出席者

事務局参事 進藤稔剛

審議案件

- 第1 議案第41号 大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第2 議案第63号 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第11号）【説明・質疑】
 - 第3 議案第64号 令和元年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第4 議案第65号 令和元年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 第5 議案第67号 令和元年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第6 議案第71号 令和2年度大仙市一般会計予算【説明・質疑】
 - 第7 議案第72号 令和2年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
 - 第8 議案第73号 令和2年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
 - 第9 議案第78号 令和2年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算
 - 第10 議案第36号 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第11号）【討論・表決】
 - 第11 議案第44号 令和2年度大仙市一般会計予算【討論・表決】
 - 第12 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午前10時00分 開会

【開会】

○委員長（後藤健） おはようございます。それでは。昨日に引き続き、総務民生常任委員会を開催いたします。

本日は、市民部の審査後に総務部と市民部の両部に係わる補正予算並びに当初予算についての討論及び採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は挙手のうえ、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

遅刻の届出が13番小松栄治委員より出されておりますので報告いたします。

【部長あいさつ】

○委員長（後藤健） それでは、これより市民部の審査を行います。

はじめに、当局より挨拶をお願いします。加藤市民部長。

○市民部長（加藤博勝） おはようございます。今日は早朝からの議員説明会大変お疲れ様でございました。委員の皆様には、昨日の総務部の審査に引き続きまして、本日は市民部の所管する案件につきましての委員会審査よろしく願いしたいと思います。今時定例会に上程しております市民部の案件につきましては、条例案1件のほか令和元年度一般会計及び各特別会計の補正予算4件、並びに令和2年度一般会計及び各特別会計当初予算の4件で合わせまして9件でございます。この後、担当課長が詳細説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げますとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。

それでは、当委員会に付託された事件についての審査のはいります。

なお、説明は、座ったままで結構です。

【議案第41号】

○委員長（後藤健） はじめに、議案第41号「大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。三浦市民課長。

○市民課長（三浦幸子） 説明に入ります前に、本日同席しております市民課職員を紹介させていただきます。市民班の佐藤副主幹です。

それでは、議案第41号大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料は、資料ナンバー1の議案書、48ページ及び49ページの方になります。市民課資料といたしまして、新旧対照表を配布させていただいておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

本改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の施行を受けて、総務省の印鑑登録証明書事務処理要領が改正されたことに伴いまして、本市の印鑑条例においても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、印鑑登録を受けることができないとして第2条第2項第2号に成年被後見人と規定されていたものを、意思能力を有しない者に改めることとするものです。これにより、成年被後見人からの印鑑登録の申請があった場合でも、印鑑登録を受け付けることができるようになります。このほか、所要の文言整理を行うものです。施行期日は、本条例の公布の日となります。

以上ご説明いたしましたので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第63号】

○委員長（後藤健） 次に、議案第63号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、三浦市民課長。

○市民課長（三浦幸子） 議案第63号、令和元年度大仙市一般会計補正予算第11号の内、市民課所管分につきまして、ご説明いたします。

資料ナンバー4、大仙市補正予算書3月補正②の16ページをお開き願います。

2款3項1目51事業、個人番号カード交付事業費負担金1, 127万9千円の補正でございます。補正後の合計額は2, 113万8千円でございます。内容でございますが、今年度の個人番号カード交付事業費負担金の請求額が国から示され、当初見込みよりマイナンバーカードの申請が増えたことなどにより増額となったため、1, 127万9千円を増額補正するものでございます。財源はすべて国庫補助金でございます。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 次に、佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 説明に入ります前に、本日同席の職員をご紹介します。保険年金課保険班班長の佐川参事であります。また、当課事業に関連があることから、税務課、債権管理課職員が同席いたしておりますのでご紹介いたします。はじめに、今野総務部次長兼税務課長であります。続きまして、竹村債権管理課長であります。同じく収納班班長の伊藤参事、同じく滞納整理班班長の森川副主幹であります。

それでは、議案第63号、令和元年度大仙市一般会計補正予算第11号の内、保険年金課所管分につきましてご説明いたします。

事項別明細書にてご説明申し上げます。資料はナンバー4、3月補正②補正予算書の18ページをお開き願います。

3款1項1目90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金4, 204万8千円の補正であります。内容につきましては、国保税軽減額相当分などを繰り出す、保険基盤安定繰出金を3, 159万6千円、国保財政の安定化を図る財政安定化支援繰出金を1, 045万2千円、それぞれ増額するものであります。

次に19ページをお願いいたします。

4款1項14目50事業、後期高齢者医療費等負担金は1, 078万7千円の増額補正であります。内容といたしましては、広域連合の事務費等に関連する共通経費負担金

の前年度分精算による減額1,090万5千円、前年度療養給付費負担金の精算に伴う追加負担分2,169万2千円を補正するものであります。

次の90事業、後期高齢医療特別会計繰出金は502万3千円の減額補正であります。内容は、保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入金501万7千円及び後期特会の前年度繰越金の確定に伴う事務費の減額であります。

以上ご説明いたしました、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 次に、伊藤生活環境課長。

○生活環境課長（伊藤敬） おはようございます。議案の説明の前に本日出席の職員をご紹介します。環境班班長稲田参事でございます。廃棄物班班長佐藤主幹でございます。同じく廃棄物班茂木主査でございます。交通安全班班長煙山副主幹でございます。消費生活相談室板垣参事でございます。

それでは議案第63号、令和元年度大仙市一般会計補正予算第11号の市民部生活環境課の所管事業に係る予算補正内容についてご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー4の令和元年度大仙市補正予算、3月補正②の19ページであります。

4款1項7目91事業、環境保全基金積立金25節につきましては、協和環境保全基金預金利子1万4千円を補正し、補正後の予算額を3,367万6千円とするものであります。協和環境保全基金は、協和上淀川にある秋田県環境保全センターの整備協力に対する交付金を原資として積み立て、協和地域の住民が快適で文化的な生活を送るため、地域の福祉、環境整備、教育文化、活性化対策等の経費に充てることとなっております。

なお、令和元年度に予定している充当事業を取り崩した後の年度末基金残高は、1億2,820万6千円となる見込みであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方お願いいたします。佐藤委員。

○委員（佐藤文子） マイナンバーカードの交付が大幅に増加したということですが、国の経済対策、プレミアム商品券、消費税増税後の対策、この商品券の発行と関連がある

のかどうか。それともその後の増加した要因というか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○市民課長（三浦幸子） ただ今のご質問ですが、マイナンバーカードが大幅に申請と交付が増加したということですが、先程おっしゃられましたプレミアム、消費活性化の事業に関することもそうなんですけれども、令和3年3月予定として、マイナンバーカードを健康保険証として利用することが決定されていますので、それに伴って公務員等に一齐にマイナンバーカードの取得を促進するように通知がなされたことも一因かと思われます。それに加えて、平成28年に初めて交付されたカードを持つ方々が生年月日で期限を迎えていることもありまして、更新に該当する方々が、それぞれ誕生日を期限として増えております。それで更新にいらっしゃる方も増えておりまして、それに加え電子証明書という、マイナンバーカードに追加されている機能なんですけれども、イータックスができる機能なんですけれども、そちらの方も5年が期限となっておりまして、そちらの更新をされる方々も増えております。そのような観点から様々な要因が考えられます。一番の要因と考えられますのは、保険証として利用されるということに伴って、公務員又は被扶養者の方々が大幅に申請されていることが要因と考えられます。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いろいろ健康保険証等の利用というのは、そもそものマイナンバーカード創設の目的というか、政府による一元管理というふうな枠の中で進められてることで、そうすればこの増加の要因は公務員、皆さん及び扶養者の皆さんがマイナンバーカードを作ったというふうなことですかね。ほとんどの職員がマイナンバーカードをもう持っているということですかね。

○委員長（後藤健） はい、三浦課長。

○市民課長（三浦幸子） 総務課の職員班からの確認ですと、12月末現在では職員全体では、まだ大仙市職員の方では12パーセントの処理率ということですが、申請されていてまだ交付を受けていない方などがたくさんいらっしゃいますし、住所がほかの自治体の方もいらっしゃいますので、まだ受け取りに行っていない方もいらっしゃいますので、そこはこれからどんどん職員の所持率が増えていくものと思っております。

○委員（佐藤文子） 分かりました。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方。挽野副委員長。

- 副委員長（挽野利恵） 私もマイナンバーカードについてお聞きしたいんですけど。今全市でどの位発行されてるんでしょうか。
- 委員長（後藤健） はい、三浦課長。
- 市民課長（三浦幸子） 12月末現在の申請率なんですけれども、件数でいくと9,652件、申請率にしますと11.6パーセントの申請率になっております。
- 委員長（後藤健） はい、挽野副委員長。
- 副委員長（挽野利恵） 先日の一般質問でもさせていただいたんですけども、このマイナポイント制度で、今後またマイナンバーカード、私もこれから申請しようと思ってるんですけども、増えると思いますので、その辺の取り組みは、令和2年度の話なりますが、そのあたりの取り組み教えていただければ。
- 委員長（後藤健） はい、三浦課長。
- 市民課長（三浦幸子） マイナポイントの利用する消費活性化策なんですけれども、令和2年9月から開始の予定となっております、マイナポイントを利用するためにはマイキー設定というのが必要になりまして、そちらの端末は市民課及び各市民サービス課の窓口にあります、お客様のご要望があればいつでも申請の補助をしておりますので、いらしていただければ、マイナンバーカードを作って、すぐ設定するという事も可能となっております。
- 委員長（後藤健） ほかに質疑のある方。はい、古谷委員。
- 委員（古谷武美） 環境保全基金積立金について聞きたいんですけども。先程の説明で協和地区のためのということで説明受けたんですけど、この金額全部が協和の関係ですか。
- 委員長（後藤健） はい、伊藤課長。
- 生活環境課長（伊藤敬） こちらの金額は全て協和の地域振興のための事業になってございます。
- 委員長（後藤健） はい、古谷委員。
- 委員（古谷武美） ちなみに今までどのように、主に使われたというか、使用したのか聞きたいんですけど。
- 委員長（後藤健） はい、伊藤課長。
- 生活環境課長（伊藤敬） 内訳としましては、環境保全基金に積み立てる原資となっている交付金、3,366万2千円ございますけれども、この内元々、環境保全センター

が設立されたときに交付金として頂いている額が2,300万円で、そのほかに淀川の簡易水道の水源の移設工事行ってますので、これに対する嵩上げということで1,066万2千円ございます。この嵩上げ分につきましては、簡易水道の事業費の償還に充てておりますけれども、残りの2,300万円を積み立てた分につきましては、世代交流福祉館の整備、修繕だったり、ごみの不法投棄の防止のための林道の刈り払いといった事業に使ったり、河川を浚渫する際の機械の借り上げ、あとは道の駅の修繕、こういったものに使用されております。

○委員長（後藤健） はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） ちなみにほかの地域にはないあれですよ。市の予算でやるか、この基金を使ってやるかというのは、そういう、すみ分けというのはどのような形で分けていますか。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 支所の方で計画しておりますので、本庁の方では特にこの事業にというようなことは指定はしてございません。

○委員（古谷武美） 支所の方で、これは基金で使いましょう、これは市の予算でやりましょうという形で分けてくるということですか。

○生活環境課長（伊藤敬） はい、そうですね。

○委員長（後藤健） よろしいですか。ほかに質疑のある方は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にいたします。

【議案第64号】

○委員長（後藤健） 次に、議案第64号「令和元年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 議案第64号、令和元年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について、ご説明をいたします。

資料ナンバー4、3月補正②補正予算書の29ページをお開き願います。主な事業の説明書は資料ナンバー4-1の4ページであります。

今回の補正でございますが、決算見込みによる保険給付費の補正及び秋田県国民健康保険団体連合会の高額医療費共同事業等の算定誤りに関連する精算及び返還金の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億4,171万6千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ83億3,220万2千円とするものであります。

内容につきましては、事業説明書の4のアクトをご覧ください。

はじめに歳入の4款、県支出金は、保険給付費の増による2億6,600万円の増額補正であります。

5款、財産収入は、財政調整基金積立利子の4万3千円の補正であります。

6款、繰入金は、一般会計からの繰り入れ4,204万8千円の補正であります。

7款、繰越金は、前年度繰越金の未計上分3,362万5千円の補正であります。

次に歳出であります。2款、保険給付費は、2億6千600万円の補正であります。内容といたしましては、一人当たり被保険者の一般療養給付費および高額療養費が当初予算額を上回ると見込まれることなどから、一般被保険者療養給付費を2億円、高額療養費を6,600万円、合わせて2億6,600万円、補正するものであります。

8款、諸支出金は、秋田県国保連合会の高額医療費共同事業等の算定誤りに関連する県への負担金と県内市町村間の精算にともなう返還分の7,567万3千円の補正であります。

高額医療費共同事業等の算定誤りに関しては12月に書面にて報告させていただきましたが、その後、返還の時効のとらえ方が変更になり、国、県ともに返還の期間が、平成26年から29年までの4年に、国保連の精算も当該期間となりました。内容についてご説明いたします。資料1をご覧ください。右側の枠内に記載しておりますが、両事業とも平成30年の国保県単位化前までに行われていた事業で、各市町村において、高額な医療費が発生することにより国保財政に与える影響を緩和することを目的に実施され、秋田県国保連合会が主体となって、各市町村からの拠出金を財源に、交付金が交付される形で県内の調整が行われておりました。

今回の誤りににつきましては資料の上段の中ほどに記載しておりますが、国保連合会で共同事業等の交付金を算出する際、前期高齢者の給付状況に応じて各市町村に社会保険診療報酬支払基金から交付されていた交付金関連の調整を誤ったことから、各事業における算定が過大となり、これに伴い集められた拠出金も過大になったものであります。

この過大になった拠出金に対しまして、共同事業では、国、県から公費が負担されており、保険財政共同安定化事業では、拠出金が一定条件を超えた場合に、県から調整交付金が交付されておりました。今回算定誤りを正したところ、拠出金が減額することに伴いまして負担金の返還、調整交付金の再配分が発生し、また、市町村間における関連事業の拠出金、交付金の精算作業が行われることになりました。

返還・精算に関する時効は5年間で、国、県ともに返還期間は、県単位化が始まった平成30年を除く平成26年から29年までの4年となりました。保険財政共同安定化事業に関しては、平成27年に制度改正があったことで、それ以降の算定誤りは認められなく、平成26年度の1年となりました。

高額医療費共同事業に関する返還は、県への返還が7,203万2,541円と国保連の精算364万1,152円を令和元年度中に、国への返還となります7,203万2,541円は、令和2年度の返還となります。それぞれ、当年3月補正、令和2年度当初予算で計上させていただいております。

保険財政共同安定化事業につきましては、県特別調整交付金の再配分による調整額の543万3千円が、令和元年度交付の県交付金の中で相殺され、国保連の精算金4,809万4,197円は、令和元年度の交付予定となっております。

資料、もどりまして、9款、基金積立金につきましては4万3千円の補正であります。財政調整基金の預金利子分を4万3千円増とし、基金に積み立てするものであります。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 返還金のことでは今の説明で、当初の説明と同じだということですか。そしてその返還額も変わらずということで確認します。
- 委員長（後藤健） 佐々木課長。
- 保険年金課長（佐々木博喜） 当初の説明というのは12月に書面で説明させていただいた分との違いということでよろしいですか。
- 委員（佐藤文子） そうそう。

○保険年金課長（佐々木博喜） 返還の期間について国の方が最初3年間でよろしいですというふうに説明を受けてたんですが、国の方から県の方に再度連絡がありまして、時効の捉え方を再度精査したところ、4年間返還させてくださいということで知らせがありまして、12月にお知らせしたときから国の分が1年分増えたような形になってます。

○委員（佐藤文子） はい、分かりました。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第65号】

○委員長（後藤健） 次に、議案第65号「令和元年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 議案第65号、令和元年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

資料ナンバー4、3月補正②補正予算書の39ページをお開き願います。主な事業の説明書は資料4-1の5ページであります。

今回の補正でございますが、保険料収入が当初予算額を上回る見込みとなった事と、低所得者の保険料軽減額の確定に伴う後期高齢者広域連合納付金の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,961万5千円を追加し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ9億783万1千円とするものであります。

内容につきましては、事業説明書4のアクトをご覧ください。

はじめに歳入でございます。保険料収入の現年分は、課税所得が増えたことにより賦課額が増加し、滞納繰越分は収納額が当初よりも増える見込みとなったことから、保険料現年分を2,200万円、滞納繰越分を124万5千円増額するものであります。

次に、一般会計繰入金は502万3千円の減額補正であります。内容といたしましては、令和元年度の保険料軽減額確定に伴う保険基盤安定繰入金501万7千円の減額等であります。

繰越金139万3千円は、前年度からの繰越金であります。

次に歳出でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金1,961万5千円の補正でございます。

内容といたしましては、当初予算を上回る見込みとなった保険料2,324万5千円、令和元年度に繰越となった保険料138万7千円の補正。また、低所得者の保険料軽減額確定に伴う保険基盤安定負担金501万7千円を減額するものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はおريませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第67号】

○委員長（後藤健） 次に、議案第67号「令和元年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤生活環境課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 令和元年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算第1号に係る予算補正内容について、ご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー4の令和元年度大仙市補正予算、予算に関する説明書付3月補正②の55ページおよび資料ナンバー4-1の令和元年度補正予算案3月補正②、主な事業の説明書の6ページであります。

説明は、主な事業の説明書で行いますので、よろしく申し上げます。

1款1項1目11事業、温暖化対策基金積立金につきましては、1,781万9千円を補正するもので、財源内訳は地球温暖化対策基金預金利子5千円、平成30年度繰越金1,781万4千円であります。

本事業は、市が地球温暖化対策に取り組み、太陽光発電事業者として発電事業を実施することで、環境負荷の小さい地域をつくることを目的としております。市は発電事業を行うにあたり、強首上野台に建設された民間の太陽光パネルと付属設備一式の発電施設を20年間借り受け、発電した電力を全量、東北電力に売電しております。なお、販売価格は、固定価格買取制度により1キロワットあたり税抜きで36円となっております。

また、売電収入から発電施設リース料及び電気設備の保安管理費等の一般管理費を除いた収益的収支を地球温暖化対策推進する事業に充てるため、地球温暖化対策基金に積み立てております。今般、30年度の収益的収支の繰越金及び基金預金利子を積み立てるため、予算の補正をするものであります。

平成30年度の売電収入実績は、好天の影響により計画額より多い1億2,854万円で、売電収入からリース料、一般管理費を除いた30年度の収益的収支は、2,106万4千円となっております。30年度中に29年度からの繰越金548万5千円を加えた額から873万8千円を積立しておりますので、差し引きで1,781万4千円が30年度の繰越金となっております。この金額に、今年度の預金利子5千円を加えた1,781万9千円が補正額の内訳となっております。

今般の補正により、年度末の基金残高は、地球温暖化対策基金充当事業を取り崩した後の金額で5,003万377円となる見込みであります。積み立てた基金は、公共施設に設置している太陽光パネルの維持管理及び食品ロスなどの温暖化対策事業や悪天候など不慮の事態により発電収益が出ない場合への備えとして活用を図ってまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第71号】

○委員長（後藤健） 次に、議案第71号「令和2年度大仙市一般会計予算」を、議題といたします。

それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いいたします。

なお、質疑は各所管課ごとに行います。

はじめに、市民課の所管する予算の説明をお願いいたします。三浦市民課長。

○市民課長（三浦幸子） 議案第71号、令和2年度大仙市一般会計予算の内、市民課所管分につきましてご説明いたします。

資料は、資料ナンバー5、当初予算書の62ページからとなります。及び市民部の令和2年度当初予算概要でございます。私からは令和2年度当初予算概要市民部の予算概要の1ページの方で、ご説明させていただきます。

予算概要の1ページをお開き願います。はじめに、2款3項1目10事業、戸籍住民基本台帳事務費の当初予算額は480万2千円でございます。これは、住民基本台帳事務及び戸籍事務の適正な遂行のための経費で、本庁及び各支所のコピー機及びレジスタ

一のリース及び保守費用また、各証明書用偽造防止用紙の購入費用等であります。財源は、戸籍手数料、中長期在留者居住地届出事務委託金などでございます。

次に、同じく11事業、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費で、予算額は283万1千円でございます。これは、住民基本台帳に関する全国のネットワークシステムの保守及び賃借料でございます。財源は戸籍手数料等でございます。

次に同じく12事業、戸籍電算システム管理運営経費で予算額は802万8千円でございます。これは、戸籍電算システムの保守及び賃借料でございます。

次に、同じく13事業、旅券発給事務費で28万4千円でございます。市民のパスポート申請や交付事務に関する経費で、主な内容は、交付窓口端末機のリース及び保守費用などでございます。財源は、県の市町村権限移譲推進交付金でございます。

次に、同じく51事業、個人番号カード交付事業費負担金で、予算額は4,857万6千円でございます。これは、通知カードや個人番号カードに関する事務を、地方公共団体情報システム機構への委任するために係る負担金でございます。財源は、国からの個人番号カード交付事業費補助金等でございます。

以上、当初予算の主な内容につきましてご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方お願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） マイナンバーにこだわりながら今回も質問させていただきます。今回の4,857万円。当初計上で、これまで28年度からやってきたその額の当初予算と比較して6倍位の、5、6倍の予算をもってるわけですね。これだけの一気に増やしたいというその狙いは分かりますけれども、現実的に先程の質問の答弁でもあったように、11パーセントというふうな現状から、これだけの予算をかけてこれが本当に実施、交付されるのであれば、どれぐらいまでのマイナンバーカードの交付率に引き上げられるものなのかということ、それからもう一つは、一生懸命マイナポイント制と併用しながら、国家公務員あるいは地方公務員等に全員に、家族も含めて交付するように強烈的な指導も入るやに伺っておりますけれども、実際交付枚数を実現するための交付の方法といえますか、それをどのようにお考えなのかちょっと教えていただきたい。

○委員長（後藤健） はい、三浦課長。

○市民課長（三浦幸子） はじめのマイナンバーカードの申請率の引き上げに関してですが、まず今回の当初予算ですけれども、国の方で大幅にマイナンバーカードの取得の方に力を入れていることと、前年度からの繰越金の方も利用しながら今回そそいでいくという観点から、このように前年度の5倍近い、6倍近い当初予算の額となっておりますが、先程も申しましたが令和3年度末からの、公務員に限らず保険証としてマイナンバーカードを利用できるようにもっていくということに力を入れていることが考えられますので、まず公務員の方達は国からの通達のもと申請書なども各自総務課の方から渡されている事もふまえて、順次申請率は上がっていくものと考えられます。被用者保険の方達も順次マイナンバーカードを健康保険証として利用することが考えられますので、そちらの方達に関しても順次申請率が上がっていくものと考えております。それに加えましてマイナポイントですけれども、今国の方で5パーセント還元という消費活性化策は6月で終了しますので、9月から始まるマイナポイントを利用した消費活性化策の方も、それが終了しだい消費者の皆さんがそちらの方に問い合わせが来るものと考えられますので、マイナンバーカードを作っていただいてマイナポイントの方を利用していただければと考えております。カードの申請率を上げるためですけれども、今国の方でも、事業所の方に出向いて申請率を上げるようにという通達がきておりますので、市の方でもそういう準備が整いしだい、事業者さんの方にお知らせまたは各学校や、公の施設の方に出向いて人数がまとまりしだい申請を受け付けるなど、もちろん写真もお撮りしますので、そういう業務も行っていく予定でおります。いつからとは今は申し上げられないんですけども、令和2年になりましたら順次作業を進めて、準備が整いしだい広報等でお知らせして行っていきたいと考えております。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） これだけの予算をかけてできた場合の交付率はどれ位になるのかということ、その点はどうか。ついでだから、いわゆる事業所や学校等にも出かけて交付手続きを進めていくというご答弁がありましたけれども、現実的にこうしたところに出向いて説明するにも、まずそもそものマイナンバーカードの管理あるいは、いろいろ危機管理の問題では数々ずっと疑問があつて、それに対する払拭できるようなセキュリティシステムというものが、きちり構築されているかどうかというところへの疑問がまだまだあるわけですけれども、この点でスムーズな事業所に出向いての交付申請が、

そういった説明も含めて、本当に進展するものかどうか若干疑問に感じましたので、その点への対応もよろしくお願いします。

○委員長（後藤健） はい、三浦課長。

○市民課長（三浦幸子）（聞き取り不可能）申し上げることはできないんですけれども、なるべく多くの方にマイナンバーカードを所持していただくように、がんばっていきたいと思っております。マイナンバーカード自体ですけれども、マイナンバーカードの方には名前、住所、生年月日、マイナンバーカードの方は記載しておりますが、カードの中のICチップの中には個人情報などの保存はされておられませんので、所持していただいても暗証番号などのそのようなデリケートな内容はありませんので、なくしたときに何か情報が漏れるのではないかというような危惧はないものと思っております。

○委員長（後藤健） よろしいですか。ほかに質疑のある方は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ市民課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（後藤健） 次に、保険年金課の所管する予算の説明をお願いいたします。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 議案第71号、令和2年度大仙市一般会計予算の内、保険年金課所管分についてご説明をいたします。

主な事業の説明書、市民部の3-1ページでご説明を申し上げます。

3款1項8目80事業、福祉医療制度の医療給付扶助費について説明を。令和2年度は事業の拡充を予定しており、当初予算要求額は7億224万8千円で、前年度比1,831万3千円の増となっております。4のアクトをご覧ください。この事業は県補助対象事業のほか、市単独拡大として、子どもが対象となる場合の所得制限緩和や指定難病等の医療費自己負担分の助成を実施してまいりましたが、令和2年度から、乳幼児・小中学生助成について、対象年齢を18歳年度末までとし、さらに所得制限を撤廃して、対象者及び家族の心身の健康保持や生活の安定と、子育てしやすい環境づくりを図るものであります。

はじめに、昨年度までと同じ事業部分についてご説明をいたします。対象区分の乳幼児・小中学生、ひとり親家庭の児童、心身障がい者の対象者計を1万2,138人と見込み、予算額は6億8,095万2千円を計上しております。

続きまして、拡充にかかる事業費についてであります。

はじめに中学生以下の所得制限を撤廃した部分です。現在のマル福非該当者458人を対象に、平成30年度実績の中学生以下1人当たり医療費を乗じて扶助費を見込みました。令和2年度につきましては、システム改修など拡充のための準備があり、受給者証が更新される8月診療分からの実施を予定しており、10月から翌3月までの6カ月分の支払い666万円を計上しております。

続きまして、18歳年度末まで対象を拡大した部分です。住民基本台帳を基に拡大対象の生年月日で抽出し、対象者を1,454人と見込み、平成30年度実績の国保加入の高校生1人当たり医療費を乗じて扶助費を見込みました。こちらも6カ月分の支払いで1,433万6千円を計上しております。

また、下段になりますが、今回の制度拡充に伴い、医療給付扶助費のほかにシステムの改修費の407万円、審査支払手数料68万1,640円をあわせて予算計上しております。以上が福祉医療制度の説明となります。

続きまして、資料かわりまして、令和2年度当初予算概要、市民部の2ページをお開き願います。

ナンバー6になりますが、4款1項14目12事業、後期高齢者保健事業費196万円です。この事業は、後期高齢者医療被保険者の人間ドック受診費用の助成を行うものでありますが、財源となっておりました、国の長寿・健康増進事業交付金に基づく広域連合からの補助金が、平成30年度から令和3年度までに、段階的に廃止となることを踏まえ、令和2年度の助成を見直し、日帰りドックを8千円のみとして245人分を計上しております。なお、令和3年度は、補助金の廃止に合わせて事業の終了を予定しております。事業終了後は市が実施します、集団健診、契約している医療機関健診で、健康診断を受診いただくことが可能であります。

以上で保険年金課所管の令和2年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜われますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方お願いします。はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 医療給付扶助費について聞きたいんですけども。18歳年度末までとありますけど、たまたま18歳年度末の前に治療してて、年度末になってもまだ治療してた場合はどうなるんですか。

- 委員長（後藤健） はい、佐々木課長。
- 保険年金課長（佐々木博喜） 3月診療分までは対象になりますので、18歳年度末、18歳になって3月末までは対象として認めるということですので。
- 委員（古谷武美） 同じ病気そのまま、同じ病気でたまたま年度末なってしまった。同じ治療をそのまま引き継いでやった場合はそこで打ち切っちゃうということですか。
- 保険年金課長（佐々木博喜） 打ち切りになります。19歳になった時点でだめということで。あくまでも対象年齢のところで区切らせていただきますので、そういう形になります。
- 委員長（後藤健） ほかに質疑のある方は。はい、渡邊委員。
- 委員（渡邊秀俊） （聞き取り不可能）所得に応じて高い人は対象ならねとかあったども、今回は所得制限なしだよな。
- 委員長（後藤健） はい、佐々木課長。
- 保険年金課長（佐々木博喜） 委員おっしゃるとおり令和2年度からは所得制限をなくしております。今までは県の所得制限の基準よりは緩くして、大仙市独自で実施してたんですけども、それももう完全になくして所得制限はないという形にしております。
- 委員長（後藤健） はい、渡邊委員。
- 委員（渡邊秀俊） さっき制度移行のために事務費この位かかるとあったどもよ、本当は所得制限するための事務費も結構かかるんだよな。だから前からこの所得制限というのはなくすべきだったし、この制度はもっと早く実施すべきだった。結構国保財政まず安定してきてるねが。だから、18歳というのは高校生ということが。来年からは高校卒業しても地元に残るように20歳にするとかというのはねえのが。
- 委員長（後藤健） はい、佐々木課長。
- 保険年金課長（佐々木博喜） まずは高校生まで、18歳年度末までということで。もっと早くからというような要望は確かにありましたので、ようやく今回子育て支援のプロジェクトの中で状況を確認させていただいて18歳年度末まで拡大するということで、その中でも決まったことでありまして、まずは18歳年度末までを一つの区切りとして実施していきたいと考えています。よろしくをお願いします。
- 委員長（後藤健） ほかに質疑のある方は。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 確認です。後期高齢者の人間ドックの、これまず令和3年度で事業は廃止したいというようなお話でした。私はかねてから普段の検診やドックも受け、そ

して病院にも通ってというふうな、こうした方々がドックを受けるという意味。これに若干疑問を持っていたので、後期高齢者の皆さんはちゃんとかかりつけの病院の中で、しっかり定期検診を受けられるのではないかという思いを持っていたんですが。実際、後期高齢者の皆さんで人間ドックを受けられてきた方々、この方々の中に普段から病院受診をされている、そういう方々が何人いらっしゃったのか。ちょっとお知らせいただければと思います。

○委員長（後藤健） はい、佐々木課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） ただ今のご質問ですが、平成30年度の実績、まず人間ドック受けられた方の実績は日帰りが240人、宿泊が10人で合わせて250の方が受診されております。大変申し訳ないのですが、その中で医療機関を受診されているかどうかというところまでは把握しかねてる状況がありまして、今回はそちらのことに対しては回答を申し上げることができない状況であります。

○委員（佐藤文子） 分かりました。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ほかになければ、保険年金課に関する質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時10分をお願いいたします。

休憩（午前11時00分～午後11時10分）

○委員長（後藤健） それでは休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

次に、生活環境課の所管する予算の説明をお願いします。伊藤生活環境課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 令和2年度大仙市一般会計予算のうち、生活環境課が所管する事業の内容についてご説明申し上げます。説明を簡潔に行うため、主な事業の説明書で行いますので、よろしくをお願いいたします。

はじめに、事業説明書3-2ページをご覧ください。

4款1項7目61事業、浄化槽設置整備事業費補助金であります。予算額は、5,577万5千円で、前年度と同額となっております。財源内訳は、国及び県の支出金がそれぞれ1,591万9千円、一般財源2,393万7千円となっております。

事業の目的は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外において、合併処理浄化槽の整備に対し補助金を交付することにより、公衆衛生の向上及び良好な生活環境の確保、公共水域の水質保全を図るものであります。

これまでの実績であります。毎年110基から120基の浄化槽設置に対して補助を行っております。計画処理区域内の進捗率は、平成30年度末で51.8パーセントとなっております。

令和2年度の事業概要であります。5人槽59基、7人槽60基、10人槽1基の合計120基を予定し、令和元年度予算と同数であります。補助額につきましては、国の基準額に対して、国、県、市がそれぞれ3分の1を負担し、市内業者が施工した場合に限り、一般財源で市負担分の2分の1を嵩上げしております。これにより、市内業者が施工した場合の補助額は5人槽で41万1千円、7人槽で51万4千円、10人槽で68万6千円となっております。

次に、事業説明書3-3ページをご覧ください。

4款1項8目24事業、二酸化炭素排出抑制対策事業費であります。新規事業で予算額は、1億3,872万8千円となっております。財源内訳のその他8,006万9千円は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を財源とする間接補助であります。

事業の目的は、設備の老朽化などによりCO₂排出量の多い公共施設を対象に省エネルギー設備等の導入により二酸化炭素排出量を削減し、政府の地球温暖化対策計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成と低炭素社会の実現を進めるものであります。

これまでの実績であります。令和元年度と2年度に渡り6施設で計画した省エネモデル事業が昨年7月に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に事業採択され、今年度、中仙庁舎、大曲市民会館、中央公民館で設備導入工事を実施しております。

令和2年度の事業概要であります。協和庁舎、仙北ふれあい文化センター、仙北図書館の3施設について省エネルギー設備等導入工事を実施し、更新前と比べてCO₂排出量を40パーセント削減する予定であります。

協和庁舎は、冷温水発生機から電気のヒートポンプエアコンへの更新及び照明器具のLED化、調光制御機器の導入工事で合計4,490万2千円となっております。

仙北ふれあい文化センターは、冷温水発生機の分割による更新及びCO₂センサ制御機器の導入と照明器具のLED化及び調光制御機器の導入を予定し、仙北図書館は、灯油からヒートポンプエアコンへの更新と照明器具のLED化及び調光制御機器の導入を予定しております。仙北ふれあい文化センターと仙北図書館の空調設備工事は合計で6,028万円、また、両施設の電気設備工事は合計で2,820万3千円となっております。その他設計工事管理業務委託料534万3千円であります。

なお、来年度3施設に導入する設備は、今年度導入した中仙庁舎、大曲市民会館及び大曲中央公民館と同様のものであります。

次に、事業説明書3-4ページをご覧ください。

4款2項1目14事業、廃棄物減量化対策費であります。予算額は、3,814万1千円で、前年度予算額に対し194万2千円の減となっております。財源は、県支出金13万3千円、太陽光発電事業特別会計繰入金13万3千円、一般廃棄物処理手数料3,787万5千円となっております。

事業の目的は、廃棄物による環境への負荷を低減させるため、廃棄物の発生抑制、再利用、分別の徹底によるリサイクルを推進し、市民、事業者、行政が協力した循環型社会を形成するものであります。

これまでの実績であります。廃棄物の減量化や分別収集を推進するため、ごみ出しカレンダーやホームページにリサイクルの情報を掲載しておりますが、ごみの排出量は平成30年度で2万8,075トン、水害のなかった平成27年度、28年度に比べて増加傾向にあります。また、リサイクル率につきましては27年度、28年度に比べて低下傾向にあります。このため、生活ごみの中で排出割合の高い食品ロスの削減に向け、今年度から食べきり協力店登録制度を開始し、市内の飲食店や宴会場、スーパーから協力を頂き、ポスター掲示や適量注文の呼びかけなどを通じて市民の意識醸成を図っております。

令和２年度の事業概要であります。ごみ排出量の低減やリサイクル率向上に向け、様々な媒体や食べ切り協力店などを通じて市民の意識醸成を図ってまいります。発砲スチロールの拠点回収については、これまでの実績を考慮した回収日数の見直しを行い、効率的な収集に努めてまいります。

事業費は、ごみ袋証紙の製造、管理、配送委託料 2,340万7千円、ごみ袋証紙売り捌き手数料 1,155万円、ごみ出しカレンダーや今年度から実施した食べきり協力店登録制度の啓発ポスター等の印刷製本費 118万5千円、食品トレイ、発砲スチロール等各種拠点回収事業費 125万4千円であります。

ごみ袋証紙売りさばき手数料であります。市はスーパー等にごみ袋証紙の売りさばき業務を委託しており、市の規則上、売り渡した証紙の金額の10パーセントを売りさばき手数料として事業者に交付するものであります。

次に、事業説明書の3-5ページをご覧ください。

4款2項1目21事業、一般廃棄物最終処分場廃止事業費であります。予算額は738万円で、前年度予算額に対し1千円の増となっております。財源は、全額一般財源であります。

事業の目的は、市内7箇所的一般廃棄物最終処分場の廃止に向けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に規定されている廃止基準を満たした閉鎖整備を行うものであります。

これまでの実績であります。平成29年度及び30年度において、水処理施設を有し維持管理費負担の大きい中仙、大曲の2箇所の処分場の閉鎖整備工事を実施し、県に埋立処分終了届を提出しております。また、今年度から廃止確認申請に必要な水質、地温、ガス等のモニタリング調査を実施しております。

令和２年度の事業概要であります。今年度と同様のモニタリング調査を行ってまいります。なお、モニタリング調査の実施にあたっては、通常の法定水質検査を一体的に行うことにより経費の節減に努めてまいります。モニタリング調査は最低2年間必要で、基準を満たしていることが確認できた場合は、県に廃止届を提出し、県から確認書の交

付を受けた段階で廃止することができます。残りの処分場についても廃止事業計画及び公共施設等総合管理計画に基づき準備廃止してまいります。

事業費は、大曲最終処分場でモニタリング経費 388 万 7 千円、冬季のモニタリング時の除雪委託料 23 万 5 千円、中仙最終処分場でモニタリング経費 325 万 8 千円であります。

次に、事業説明書 3－6 ページをご覧ください。

7 款 1 項 5 目 1 2 事業、消費生活相談対策事業費であります。予算額は、314 万 2 千円で、前年度予算額に対し 191 万 8 千円の減となっております。財源は、県支出金 21 万 6 千円、地域雇用基金繰入金 5 万 2 千円、一般財源 287 万 4 千円となっております。

事業の目的は、消費者トラブルの相談に対応するため、専門の相談窓口を設置し、相談の早期解決と消費者被害の未然防止を図るものであります。

これまでの実績であります。専門相談員を雇用し、国民生活センター等が実施する専門研修にも参加して窓口の機能強化に努め、年々複雑化し件数も増加傾向にある相談に対応しております。

また、大仙市消費生活推進員と協働で、町内会など各種団体を対象に特殊詐欺や架空請求等のトラブルに関する出前講座を開催し、高齢者の被害防止に努めるほか、大仙警察署との連携によるコミュニティ FM や市のホームページ、フェイスブックを活用した最新の情報提供や注意喚起、高齢者を対象に特殊詐欺等電話撃退装置の無料貸出などを行っております。

平成 30 年度の相談件数は、法務省を騙る架空請求はがきの送付があったこともあり、29 年度から増加して 363 件となっております。

令和 2 年度の事業概要であります。これまで同様、専門相談員による相談対応や消費生活相談員による出前講座、コミュニティ FM 等を活用した啓発及び注意喚起、電話撃退装置の貸し出しを行ってまいります。

事業費であります。専門相談員配置事業として、相談員1名分の人件費及び研修会参加経費等に247万1千円となっております。現在、地方消費者行政推進交付金を活用して2名の相談員を雇用し、相談業務を行っておりますが、人件費分の交付金は今年度で終了することから、令和2年度は会計年度職員と再任用職員の2名体制で相談業務を行う予定としております。

その他、出前講座等啓発活動事業として、消費生活推進員の活動費及びコミュニティFMの活用経費に65万6千円、特殊詐欺等電話撃退装置の無料貸出事業として、撃退装置の修繕費に1万5千円となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、金谷委員。
- 委員（金谷道男） 最終処分場の関係ですけれども。確か前の計画の時に、北檜岡の所の処分場もという話だったんですけども、あれの今の状況とか、この後どういうふうにしていくのか。
- 委員長（後藤健） はい、伊藤課長。
- 生活環境課長（伊藤敬） 最終処分場の廃止の事業計画につきましては、当初複数の処分場を同時に進行していくような感じで閉鎖整備を予定しておりましたけれども、市の財政事情あるいは、その当時から市の財政事情も鑑みながら行っていくということでご説明しておりました。今回、公共施設の管理計画の見直しがありまして、現在、財政事情も厳しいところがありますので、今年度の一つ一つ事業を、処分場の廃止が終わってから次の処分場の廃止に取りかかるということで、今、公共施設の管理計画の見直しを行っておりまして、結論から申しますと、この大曲と中仙の最終処分場の廃止が完了してから北檜岡の方の最終処分場の廃止の方に移ってまいりたいと。それ以外の最終処分場につきましても、一つ一つ処分場の廃止が終わってから手がけるようにしていきたいと考えております。
- 委員長（後藤健） はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） 確か、神岡の野球場の所だよな。その時も話になったんだども、最終処分場の使い道として、結構いいんでんがという話になってらったので、やっぱり利用価値のある所は、早くやって利用しにいいば利用した方がいいのではないのかなと思ったので、こっち終わってからという話も、もちろん大事だと思うども、それも早くやった方がいいのかなと思って。分かりました。

○委員長（後藤健） 答弁よろしいすな。ほかに質疑のある方は。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 一つは、清掃業務についてちょっとお聞きします。実は、高齢者や障害者と一人暮らし、高齢者二人暮らし、こういったところが多かったり。また、自分で片付けることができなくて、玄関先から家の中まで相当ごみが溜まってるというような状況の家庭なども含めてですね、高齢者のところのごみの収集というものを、戸別収集というふうなことなんでうけれども。集積所に運べない、そうした高齢者が増えてきているということもあってですね、国の方で20年度から、いわゆる戸別収集、あるいは社協などがそうした収集業務に対応する、そういった世帯のごみ出しをしてあげる。そういったところに対して国の特別交付税が入るようになったそうなんです。それを大いに活用して、現在、社協だとかヘルパーさん達が、そうした家庭のごみ出し、一つの総合事業の中でやってるのかどうか分かりませんが、ごみ出し事業を行っているそうした方々。あるいは、ご近所の方々が手伝ってくれている、そうしたので今対処していると思うんです。だけれども一つの市の事業として、ごみ出しが困難な方への特別交付税を活用した、市としてのごみ出し支援体制を作っていく必要があるのではないかと。そういう意味では、現在行っている社協さんとかに一定の交付金をだしたり。あるいは、自治会の方に協力金をだしたりという、どんな方法でもいいんですけども、いずれごみ出しの困難な高齢者、障害者世帯への、ごみ出し支援対策というものを検討してみたいかがなものであるかということも第1点申し上げたいと思います。それからもう1点、消費者生活相談のところですけど、説明で専門相談員を2名から1名に減らして、会計年度職員と再任用職員で対応していきたいという説明でありましてけれども、相談件数が非常に増えてきているということと、相談内容が巧妙かつ非常に複雑化してきているということで、これまでも専門相談員の充実というものに力を入れてきたはずだと思うんですが、今回そうした専門相談員を1名に減ずるというふうなことで、今後の体制上、専門による相談体制というものの状況はどうなるのかということですね。この2点。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 1点目の計画収集と申しますか、ごみ出しの支援ということにつきましてですけれども。委員がおっしゃられたように、現在、介護部門の方でサービスの一つとしてごみ出し支援をしているというところは、私共の方でも存じ上げております。計画収集の中で支援を行うとなれば、一つにはまず、事業者が回収、戸別収集というようなお話ありましたけれども、これに関しては収集に時間がより一層かかってくることになって、計画収集自体が困難に、難しくなるのではないかと思います。それから財政的にも、今、ごみの廃棄物処理につきましては、市民の方々から一部、ごみ袋を購入していただくことで、ゴミ処理経費を負担していただいているところなんですけれども、そういった経費負担についてのことも、もしかすると考えなければいけないのかなと考えております。ですので現在、介護のサービスとして、されてあるサービスの利用で、ごみ出しの方、ごみ出し困難な方々に対する活用を図っていただければいいなと考えております。もう一つ、消費生活相談業務の相談員の2名体制のことですけれども、これまでの相談員の内1名、プラスこれから新しく再任用職員も相談員として、相談業務を行っていくなかで、国の方で行っている研修以外に県内で、秋田県的生活センターの方で開催している研修会だったり、弁護士との方との意見交換、情報交換会といった研修の場もありますので、新しく相談業務をする再任用職員の方が、早く相談に必要な知識を身につけることができるように、現在の相談員と一緒にバックアップしていきたいと。それで相談体制につきましては、業務に支障がないようにしていきたいと考えております。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） それでは、いずれそこの相談室の人的体制には変わりがないということですか。

○生活環境課長（伊藤敬） そうです。相談員2名体制で。

○委員（佐藤文子） もう1点は、ごみ出し等でヘルパーさん達が利用して、今後ともそうしてもらいたいというんですけれども、いずれそういったところに特別交付税等が活用できないかどうかも含めまして、戸別収集、全国的にはそういう戸別収集というか、ごみ袋に入った物を集めてあるく、まず集積所に運ばれない、そういった方々への支援体制としては、7割方は事業者、収集事業者がやっていらっしゃるようなんですけれども。時間が非常にかかるという実情は分かりますけれども、いずれ事業者等も含めましてね、そうした有利な交付税等も活用した支援体制というものは、やっぱり現在のヘル

パーさん達に対する補助も含めましてね、これを活用する方策を是非考えていただければと思います。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 交付税が活用できるかどうかは確認したいと思います。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方は。はい、渡邊委員。

○委員（金谷道男） 公害関係ですけれども。ずっと前から問題なってるけれども。臭気の関係、臭気は計器で計ってもなかなか数字が出なくて、協和の水沢地区の養豚場、一山越えて、土川にある養豚場の、糞尿は土川に持って行って処理するということだしども、臭いがかなりひどいんだしよ。これ土川の方からも、かなりちょっとなんとかしてくれという声が出てきてるんで、計測すれば数字が出ないんでなかなか踏みだせねでいるんだども。やっぱり気圧とかの関係で、誰行ってもこれはと思う臭いするんで、ちょっと注意して、できたら行政指導でなんとかできれば、要望で終わります。

○委員長（後藤健） 要望ということで。なんかあれは、はい、伊藤課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 臭気の場合に限らず、公害の苦情とかある場合に、こちらでも現地のほうにまず出向いて確認したりはして、こちらでもできる範囲で原因者のほうに指導行ったりということは行っておりますので、こちらについても要望があったということで承っておきたいと思います。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） なければ生活環境課に関する質疑を終結いたします。

以上で、令和2年度大仙市一般会計予算の内、市民部関係についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にを行います。

【議案第72号】

○委員長（後藤健） 次に、議案第72号「令和2年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 議案第72号、令和2年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明をいたします。主な事業の説明書は、3－7ページとなっております。

令和2年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ、84億6,075万9千円であり、前年度より4億7,550万1千円の増となっております。増額の主な要因としまして、診療等にかかる保険給付費及び県への国保事業費納付金の増などがあげられます。

国保事業につきましては、平成30年4月の制度改正により、県単位化が施行され、秋田県が国保財政の運営責任主体となり、市町村は、これまでどおり窓口業務を中心に国保税の賦課・徴収業務と資格管理、給付業務を担い事業が推進されております。

それでは、予算内容についてご説明をいたします。資料かわりまして、当初予算概要の3ページをお願いいたします。こちらをご覧いただきながら、別に配布させていただいております、保険年金課資料2の国保特会、当初予算案概要にて主なものについて説明させていただきます。

はじめに、歳入でございます。

1款、国民健康保険税であります。税率は現行税率とし、課税所得を令和元年11月現在の102.39パーセントと見込み、被保険者・世帯数は、一般被保険者のみの、1万6,651人、1万480世帯と見込んで積算し14億3,696万7千円で、前年度予算比約6,200万円の増額となっております。

続いて4款、県支出金であります。保険給付費等交付金のうち普通交付金分は、歳出2款の保険給付費のうち、医療給付費に要する額が全額県より交付されることから、59億58万3千円を計上しております。

特別交付金分としましては、特別調整交付金、特定健康診査等に対する負担金、1億4,859万9千円を計上しております。

つづきまして6款になります。繰入金は一般会計からの繰り入れ、6億3,744万3千円を計上しております。繰り入れ総額で前年度より、531万円増額となっております。財政調整基金繰入金及び基準外繰入金は、現行税率で県への国保事業費納付金が納付可能であることから、現段階では計上をしておりません。

続きまして7款、繰越金は前年度からの繰越3億1千万円を計上しております。

続きまして歳出になります。次のページをお願いいたします。

1 款、総務費は人件費 8 人分としまして、事務的経費の 1 億 1, 9 1 7 万 1 千円を計上しております。

2 款に移りまして、保険給付費の積算になりますが、もっとも給付額の多い、一般被保険者の療養給付費の 1 人当たり医療費を過去 4 年間の伸び率を平均して算出しまして、7 0 歳未満をプラス 4. 3 3 パーセント、7 0 歳以上はプラス 0. 2 1 パーセントとして、今年度決算見込みの 1 人当たり医療費に乗じて見込みまして、療養費、高額療養費にもそれぞれこの伸び率を利用して積算しております。

退職被保険者の給付費につきましては、令和 2 年度から被保険者がいなくなることから、令和 2 年 3 月診療分の 1 カ月分のみとし、実績をもとに計上しております。2 款、保険給付費を全体的にみますと、被保険者数は減少しておりますが、1 人当たり医療費が令和元年度の実績見込みで伸びていることもあり、前年度当初予算と比較しますと総額は増額となります。当初予算間の比較で約 2 億 5 千万円の増、令和元年度決算見込比較では、約 5 千 5 0 0 万円の減と見込んでおります。

続きまして 3 款、国民健康保険事業費納付金につきましては、秋田県が本係数を用いて算出した、2 2 億 7 5 3 万 9 千円を計上しております。令和 2 年度からは退職被保険者がいなくなることから、退職分の納付金はなくなっております。

国保の県単位化に伴って、全県の医療給付費を県が支払うことになっておりますが、その財源として、県の歳入となる国庫負担金や前期高齢者交付金等の公費のほか、不足分を各市町村に国保事業費納付金として求めております。この全県の事業費納付金総額を被保険者数、医療費水準、所得水準に応じて県内市町村に按分して算出されております。参考としまして全県の状況を資料 3 として配布いたしております。

資料に記載しておりませんが、秋田県全体の状況としまして、県全体の歳出では、保険給付費が前年比で 1. 2 パーセント減となったものの、平成 3 0 年度に保険給付費が増額したため取り崩した秋田県国保財政調整基金の積戻し金約 1 7 億 8 千万円の計上。歳入では、国普通調整交付金の減、約 3 億 8 千万円、国・県高額医療費負担金の減、約 9 億円となっていることから県全体の納付金基礎額が増額となっております。

大仙市独自の影響としましては、市町村毎に行われていた支払基金交付金に关します 2 年前精算が、令和 2 年度から全て県で集約し精算となるため、前年まで精算によって追加交付となっていたことにより、納付金が減額されていたものがあつたのですが、そ

ちらがなくなったことによる影響が令和2年度はございます。次年度以降は、支払基金の関係で市町村毎に大きく影響がでる事はないと考えております。

また、県では、国保税負担の急激な増加を回避するため、昨年同様、激変緩和措置を講じております。ページの下段に記載しておりますが、第1段階としまして、令和2年度1人当たり国保事業費納付金と平成28年度の一人当たり納付金相当額を比較し、県が定める一定割合を超える増加がある市町村を対象としていて、この段階で対象は令和2年度23市町村で、大仙市でも該当となり約1,800万円が措置されております。

これら激変緩和につきましては、被保険者の急激な負担増を回避するため、原則として平成30年度から令和5年度までの6年間実施される予定であります。

算定された大仙市の必要保険税総額は、約18億7,044万9,786円で、令和2年度の1人当たり国保税算定額は、13万3,971円となり、令和元年度実績に比べ、率にして14.5パーセント、1万6,965円の増となっております。

元の資料にお戻りください。

6款になります、保健事業費につきましては8,644万2千円を計上しております。令和2年度の新規取り組みとして、特定健診受診率向上を図るため、人工知能を用いて効率的に対象者を選択し、未受診者の状況に応じた受診勧奨を実施する特定健診受診率向上支援事業費454万4千円を計上しております。

とびまして8款になります。諸支出金につきましては7,685万4千円を計上しております。国保税の過年度還付金482万1千円と、令和元年度3月補正で説明申し上げました、国保連合会の高額医療費共同事業算定誤りに関連する国への負担金の返還、平成26から29年度分の7,203万3千円を計上しております。

9款、基金積立金は財政調整基金利子の1千円のみ計上しました。また、現段階で基金の取り崩しを行わないこととしておりますので、令和2年度末の残高は、2億9,834万3千円を見込んでいます。

以上が、令和2年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算案の説明でございますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜われますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 納付金に関連して。14.5パーセントの伸びということで、これが、ここ始まってから毎年伸びてるわけですけども、やっぱり保険給付費もさること

ながら、今後の基金に与える影響というものも、考えざるを得ないとおもうんですけれども、今年の114.5パーセントというふうに、ほとんどのところで伸びるという納付金の状況は、今後とも続くという状況なのでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、佐々木課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 事業費納付金につきましては、先程説明しましたとおり全県で令和2年度分については非常に伸びているということがありました。要因の一つとして高額共同事業の算定誤りの件について、国県からくるべき交付金というのが昨年度まで多く見ていた予算が、今年度算定誤りが正されたことによって交付金自体がガクッと減るという事案もあったことによって、それで全体の納付金が上がったと伺っております。保険給付費につきましては、横ばいの状況だというふうに県の方でも申しておりますので、その影響が今後ななければ納付金の方は横ばいで進んでいくのかなというふうに捉えてはいるところであります。県の方でもはっきり事業費については増える、減るというのは明言できないような状況ということで伺っております。

○委員長（後藤健） よろしいですか。ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【議案第73号】

○委員長（後藤健） 次に、議案第73号「令和2年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木保険年金課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 議案第73号、令和2年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明をいたします。主な事業の説明書は、3－8ページとなっております。

令和2年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ、9億5,733万8千円とするものであります。前年度より6,619万5千円の増となっておりますが、主に後期高齢者医療広域連合への納付金の増によるものであります。

予算内容につきましては、当初予算概要の5ページにて主なものについて説明をさせていただきます。

はじめに歳入でございますが、1款、後期高齢者医療保険料であります。保険料の賦課につきましては、保険者であります秋田県後期高齢者医療広域連合が決定するものであり、2年ごとに見直すことになっております。令和2年、3年度の保険料率が見直され、均等割額、4万3,100円、所得割8.38パーセントとし、被保険者数を1万6,024人と見込んでおります。今回の予算額につきましては、改定前に広域連合から示された金額で計上してありまして、特別徴収保険料現年度分に4億4,648万3千円、普通徴収保険料現年度分に1億9,135万円、普通徴収保険料滞納繰越分に211万3千円を計上しております。

3款、一般会計繰入金、3億1,496万8千円につきましては、職員人件費、事務費、及び広域連合で決定する保険料軽減相当額を保険基盤安定繰入金として一般会計から繰入れするものであります。なお、保険基盤安定繰入金の4分の3につきましては、県の負担金であります。

5款、諸収入は、保険料還付金等227万9千円の計上であります。

次に、下段の歳出であります。1款、総務費の内、職員人件費は、職員3名分で2,131万2千円を計上しております。管理事務費は、消耗品・郵便料等、一般事務費で、783万8千円、徴収費は、保険料納入通知書印刷、郵便料等、271万円を計上しております。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、9億2,464万2千円は、保険料及び保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入金分を広域連合へ納付するもので、広域連合での見込み額を計上したものであります。

3款、諸支出金は、過年度保険料還付金を、83万6千円と見込み計上しております。

以上が、令和2年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算の説明でございますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜われますようお願いいたします。

なお、参考までに去る2月21日に開催されました、秋田県後期高齢者医療広域連合議会において議決されました、令和2年度一般及び特別会計予算書の写しをお手元に配布させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。挽野副委員長。

○副委員長（挽野利恵） 歳出の方で、管理事務費が200万超、前年度よりも多いんですが、これはどのような、人数増えたとか、いろんな消耗品が上がったとか、そこあたりの根拠教えてください。

○委員長（後藤健） はい、佐々木課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） 増えた要因としましては、保険料徴収に関する、賦課に関するシステムの改修が当年度予定されておまして、そのシステム改修費で247万5千円計上しておりますので、その分が増額となっております。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） これ、2年にいっぺんの見直しが今年度に当たったということで、これまで見直しが行われるたびに反対はしてこなかったんだけど、やっぱりちょっとこう、保険料集めるのは市なもんですから、値上がったような保険料を高齢者から集めるというのは、非常に忍びないというのもありますので、若干態度を変えなきゃいけないなと思って、一つ確認ですけど、均等割4万3,100円、それから所得割8.3パーセント、これはいくらからこれだけになったのかということと、1人当たりの保険料がどれだけ上がったのかというところを、もし分かりましたら教えてください。

○委員長（後藤健） はい、佐々木課長。

○保険年金課長（佐々木博喜） はじめに、均等割額につきましては3万9,710円から4万3,100円に変わっております。所得割額につきましては、8.07パーセントから8.38パーセントに変わっております。1人当たりの保険料の影響額についてですが、広域連合の方に確認しましたところ、令和元年度では3万5,558円だったものが4万683円と、プラス5,125円増という形になっております。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

- 委員（佐藤文子） 高齢者の皆さんの年金収入が、どれだけ上がってるというよりも、減っているという状況の時に、5千円以上も上がる医療費負担というのは、かなり大きいものがあるなと私は思ったんですけれども。まず分かりました。
- 委員長（後藤健） よろしいですか。
- 委員（佐藤文子） 分かりました。
- 委員長（後藤健） はい、渡邊委員。
- 委員（渡邊秀俊） 国民健康保険は秋田県国民健康保険団体連合会が事務処理行って、後期高齢者医療は後期高齢者医療広域連合が事務処理やっている。別々にやってる。大まかでいいから職員何人と何人いるの。大体。
- 委員長（後藤健） はい、佐々木課長。
- 保険年金課長（佐々木博喜） ご質問の件ですけれども、まず広域連合につきましては、おっしゃっていただいたように秋田県後期高齢者医療保険広域連合が運営しております。各市町村から派遣された職員、県から派遣された職員で構成して運営しております。人数につきましては、今、手持ちの資料がないので後ほど。
- 委員（渡邊秀俊） 大体でいい。
- 保険年金課長（佐々木博喜） 30人位は。もう一つの国保の方ですけれども、国民健康保険につきましては、事務に関しては秋田県と大仙市が行うような形になってまして、国保連合会というものは、国民健康保険の事務をサポートする形になってます。具体的にいきますと、医療期間の方で受診されたレセプトというものがあるんですけれども、そういったものを一回国保連合会の方に送りまして、内容に間違いがないか審査等をする役割が一つと、先程、間違っていましたといった高額共同医療の事業費というか、市町村の調整を図るための機能としても働いている一面もあります。あとは保険事業関係のサポートをしている団体になります。
- 委員（渡邊秀俊） これ別々でねばだめなんだが、合併はされねもんだが。
- 委員長（後藤健） 佐々木課長。
- 保険年金課長（佐々木博喜） まず保険が全く違いますので、法で定められたもので、保険自体が後期高齢者医療保険というものと、国民健康保険というものになってますので、組織を分けて保険者として動くという形になっていきますので、分かれているというのが一つと。県単位化する際に広域連合のように一つの組織ができるのかなと考えては

いたんですけれども、それはやはりなくて、あくまでも県と市町村で国保は運営してくださいというような形になっていますので、統合というのは難しいかと考えます。

○委員長（後藤健） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は、令和２年度大仙市後期高齢者医療特別会計当初予算へ反対の立場から討論いたします。質疑で明らかになったように被保険者の保険料が年額５，１２５円の増額となる保険料改定が行われました。この保険料を徴収するのは市の仕事でありまして、その徴収、納付額として県に納める分を徴収する事務が市にあります。これが組み込まれている後期高齢者医療特別会計でありますので、反対をせざるを得ないのであります。以上です。

○委員長（後藤健） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は挙手により行います。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 ５人）

○委員長（後藤健） 挙手多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時でお願いいたします。

休憩（午後０時０２分～午後０時５８分）

【議案第７８号】

○委員長（後藤健） 時間より若干早いですけれども会議を再開いたします。

次に、議案第７８号「令和２年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤生活環境課長。

○生活環境課長（伊藤敬） 令和2年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算にかかる事業内容についてご説明申し上げます。

事業の説明は、主な事業の説明書で行いますので、よろしくお願いいたします。

事業説明書3-9ページをご覧ください。

予算額は、1億1,361万5千円で前年度予算額に対し129万9千円の増であります。内容としましては、東京センチュリー株式会社との発電設備賃貸借契約に基づき支払うリース料1億471万3千円、柏台発電所の電気主任技術者委託料や発電状況等施設管理システムの通信のための光回線使用料、除草及び除雪作業経費などの一般管理費606万8千円、電気自動車リース料、食品ロス対策事業、大曲南中学校太陽光設備機器修繕への財源充当として一般会計操出金183万4千円などとなっており、この操出金の増額が予算の増額要因となっております。

これら事業費のうち、一般会計操出金への財源充当は温暖化対策基金の取り崩しにより行い、発電設備リース料、一般管理費、予備費の合計1億1,178万1千円の財源には売電収入を充当する予定としております。

30年度までは、売電収入と発電設備リース料及び一般管理費の支出の差額を収益としてその一部を当該年度で基金に積み立てるため基金積立金を予算措置しておりましたが、29年度のように天候不順の影響を受けて売電収入が少なくなり、年度末までに基金に積み立てる金額が確定しない場合もあることから、令和元年度からは確定した収益全てを翌年度に予算補正し基金に積み立てることとしております。

なお、令和2年度につきましては、推定発電量304万9,593キロワット、売電収入1億2,076万3千円を見込んでおります。売電金額は、固定価格買取制度による税抜きの買取単価36円と推定発電量から積算される金額に消費税を加えて推計しております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はよろしくお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩いたします。議案第63号及び議案第71号の2件については、休憩後に討論と採決をおこないますので、それに係わる職員の以外の方は、退席をお願いいたします。

職員入れ替えのため1時10分の再開でお願いいたします。

休憩（午後1時02分～午後1時07分）

○委員長（後藤健） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、議案第63号、「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第11号）」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第71号、「令和2年度大仙市一般会計予算」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は、議案第71号、令和2年度一般会計予算に反対討論を行います。

反対の理由は、個人番号カード交付事業費負担金におきまして、前年比3,871万7千円の増。しかも、平成28年度以降計上された同予算の5、6倍にも及ぶ4,857万6千円と異例の増額予算が盛り込まれているからです。政府はマイナンバーカードの普及が全人口の15パーセント程度にとどまっていることから、これを一気に引き上げるために持ち出してきたのが、マイナンバーカードの交付を要件としてスーパーなどで2万円をチャージした人に、国の予算で5千円分のポイントを付与するというマイナポイント制度であります。マイナポイント制度が始まる9月に向け、マイナンバーカードの交付のテンポを、今の6倍から10倍にしなければならないということになります。国民の血税を使って、1人5千円のエサを付けてマイナンバーカードの普及を図ろうというのは言語道断といわなければなりません。医療費無料化の18歳年度末までの拡大が図られたことには、大変敬意を表するものではあります。以上を申し上げて反対討論といたします。以上です。

○委員長（後藤健） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は挙手により行います。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 5人）

○委員長（後藤健） 挙手多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長（後藤健） 次に「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付した事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（後藤健） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決しました。

【閉会】

○委員長（後藤健） 以上をもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

大変、お疲れ様でした。

午後 1 時 1 1 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 3 月 31 日

総務民生常任委員会委員長 後藤 健